

請願条例の一部改正の概要

1 改正理由

請願のオンライン提出に対応するため、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

請願文書表の作成についての規定である第4条第3項中「請願者が数人連署」を「請願者複数」に改正する。

3 施行日

公布の日からとする。